

2022年2月24日

各 位

会 社 名 株式会社西武ホールディングス
代 表 者 取締役社長 後藤 高志
(コード番号：9024 東証一部)
問 合 せ 先 広 報 部 長 川 上 清 人
(TEL. 03-6709-3112)

グループ組織再編等に伴う株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ

当社は、2021年5月13日に公表した「西武グループ中期経営計画（2021～2023年度）」に基づき、現在、経営改革を進めております。こうした中で、2019年6月21日開催の第14回定時株主総会決議で導入した株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）について、経営改革の進捗に伴い、本制度の対象会社を変更することを本日開催の当社の取締役会にて決議いたしましたので、お知らせいたします。

本制度の概要につきましては、2019年5月14日付「株式報酬制度（株式給付信託）の導入に関するお知らせ」及び2020年5月26日付「子会社への株式報酬（長期インセンティブ）導入に伴う株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ」（以下総称して「当初開示」といいます。）にて開示しておりますが、上記に伴い、下記2. のとおり一部改定いたします。なお、本開示における用語は、断りがない限り、当初開示における定義に従うものといたします。詳細は下記のとおりです。

記

1. 変更の背景及び内容

本制度については、2020年5月26日付「子会社への株式報酬（長期インセンティブ）導入に伴う株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ」で開示したとおり、当社の子会社である西武鉄道株式会社（以下「西武鉄道」といいます。）、株式会社プリンスホテル（以下「PH」といいます。）、西武バス株式会社、株式会社西武プロパティーズ（以下「PR」といいます。）、西武建設株式会社（以下「西武建設」といいます。）、伊豆箱根鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社（以下、各子会社を総称して「当社の子会社」といいます。）を対象としておりますが、以下のとおり一部対象会社を変更するものです。

(1) 当社は、2021年12月9日付「グループ組織再編（子会社の設立、子会社間の会社分割および合併）ならびに子会社の商号変更に関するお知らせ」で開示したとおり、当社が100%出資する子会社株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド（以下「SPW」といいます。）を設立すること、2022年4月1日（予定）を効力発生日として、会社分割（吸収分割の方式による、以下「本吸収分

割」といいます。)により、PHの事業の一部をSPWに承継すること、及び、同日(予定)を効力発生日として、PHを存続会社、PRを消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うこと、併せて、本吸収分割及び本吸収合併の効力が生じることを条件として、同日付(予定)で、PHは株式会社西武リアルティソリューションズ(以下「SRS」といいます。)へ商号変更することを内容とする一連の組織再編(以下「本組織再編」といいます。)を実施いたします。

SPWは機動的に事業を展開することにより、業界No.1クオリティのホテルチェーンを構築することを目指し、グループにおけるホテル・レジャー事業の中心的役割を担う子会社として、SRSは競争力の高い総合不動産会社に飛躍し、グループ保有資産の価値を極大化することを目指し、グループにおける不動産事業の中心的役割を担う子会社として、当社グループの中核会社に加わることから、当社は、SPW及びSRSも本制度の対象会社とすることが、より一層、中長期的な当社グループの業績の向上と企業価値・株主価値の極大化に資するとの判断に至り、本組織再編の効力が発生することを条件に、SPW及びSRSを本制度の対象とすること(本制度の一部改定)を決議いたしました。なお、SPW及びSRSにおいても、他の当社の子会社と同様に長期インセンティブ制度のみ導入いたします。

なお、SPWへの本制度の導入は、2022年4月1日開催予定の同社の株主総会において、本制度の導入についての議案が原案どおり承認可決されることを条件に、同日よりその効力を生じることといたします。

(2) 当社は、2022年1月27日付「株式会社ミライト・ホールディングスによる西武建設株式会社の子会社化及び株式会社西武ホールディングスの子会社(孫会社)の異動を伴う株式譲渡契約締結のお知らせ」で開示したとおり、同年3月31日をもって西武建設が当社の連結子会社から除外されることに伴い、西武建設に係る西武鉄道と株式会社ミライト・ホールディングスとの株式譲渡が完了することを条件に、西武建設を本制度の対象から除外すること(本制度の一部改定)を決議いたしました。

2. 本制度の一部改定について

上記1.に伴い、従前の本制度の内容を一部改定します。改定箇所は以下の下線部分です。従前の本制度の内容につきましては当初開示をご参照ください。

なお、今般の改定によりSPWの取締役が本制度の対象として追加になりますが、SPWの取締役への当社株式等の給付には、本信託が既に取得済みの株式を充当する予定です。

改定前

(2) 本制度の対象者

当社及び当社の子会社(西武鉄道株式会社、株式会社プリンスホテル、西武バス株式会社、株式会社西武プロパティーズ、西武建設株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社)の取締役(いずれについても社外取締役を除きます。)

なお、当社の子会社の取締役は、長期インセンティブ制度のみの対象者とし、年次インセンティブ制度の対象者とはしないものとします。

改定後

(2) 本制度の対象者

当社及び当社の子会社(西武鉄道株式会社、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド、株式会社西武リアルティソリューションズ、西武バス株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社)の取締役(いずれについても社外取締役を除きます。)

なお、当社の子会社の取締役は、長期インセンティブ制度のみの対象者とし、年次インセンティブ制度の対象者とはしないものとします。

以上